

平成30年第3回定例会

# 鋸南町議会会議録

平成30年6月12日 開会

平成30年6月12日 閉会

鋸南町議会



## 平成30年第3回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書（案）について
発議案第2号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）について
議案第1号	鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号	鋸南町幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	財産の取得について（デジタル戸別受信機）
議案第4号	財産の取得について（鋸南小学校児童用パソコン教室備品）
議案第5号	財産の取得について（鋸南町元名字高塚1749番地外50筆）
議案第6号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第7号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第8号	平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について
議案第9号	平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第10号	工事請負契約の締結について（老人福祉センター貸切風呂建築工事）

## 平成30年第3回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号（6月12日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
町長からの提案理由の説明並びに諸般の報告	6
一般質問	8
笹生 久男 君	8
三国 幸次 君	17
田久保 浩通 君	25
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議事日程（第1号の追加）	53

追加日程の決定	54
議案第10号の提案理由の説明	54
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
閉会の宣言	56

鋸南町告示第6号

平成30年第3回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年6月8日

鋸南町長 白石 治 和

記

1. 日 時 平成30年6月12日 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場

平成30年第3回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成30年6月12日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 一般質問（4名）
- 3番 笹生久男 議員
- 12番 三国幸次 議員
- 1番 田久保浩通 議員
- 6番 緒方 猛 議員
- 日程第5 発議案第1号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書（案）  
について
- 日程第6 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）につ  
いて
- 日程第7 議案第1号 鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第2号 鋸南町幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第9 議案第3号 財産の取得について（デジタル戸別受信機）
- 日程第10 議案第4号 財産の取得について（鋸南小学校児童用パソコン教室備品）
- 日程第11 議案第5号 財産の取得について（鋸南町元名字高塚1749番地外5  
0筆）
- 日程第12 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第14 議案第8号 平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第9号 平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1  
号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 田久保浩通 君

3番 笹生久男 君

4番 渡 邊 信 廣 君	5番 小 藤 田 一 幸 君
7番 鈴 木 辰 也 君	8番 黒 川 大 司 君
9番 伊 藤 茂 明 君	10番 笹 生 正 己 君
11番 平 島 孝 一 郎 君	12番 三 国 幸 次 君

欠席議員（2名）

2番 青 木 悦 子 君	6番 緒 方 猛 君
--------------	------------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白 石 治 和 君	副 町 長 内 田 正 司 君
教 育 長 富 永 安 男 君	総務企画課長 増 田 光 俊 君
税務住民課長 平 野 幸 男 君	保健福祉課長 杉 田 和 信 君
地域振興課長 飯 田 浩 君	教 育 課 長 福 原 規 生 君
建設水道課 平 島 隆 君	会 計 管 理 者 寺 本 幸 弘 君
総務管理室長 安 田 隆 博 君	監 査 委 員 柴 本 健 二 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 笹 生 矩 義	書 記 安 藤 睦
-----------------	-----------



…………… 開 会・午前10時00分 ……………

[開会のベルが鳴る]

### ◎開会の宣言

#### ○議長（小藤田一幸）

暑ければ上着を脱いでいただいても結構です。

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、平成30年第3回鋸南町議会定例会を開会いたします。

なお、2番 青木悦子君と6番 緒方猛君から欠席届が出ております。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（小藤田一幸）

配布漏れなしと認めます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（小藤田一幸）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

4番 渡邊信廣君、8番 黒川大司君の兩名を指名いたします。

### ◎会期の決定

#### ○議長（小藤田一幸）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る6月5日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 鈴木辰也君。

〔議会運営委員会委員長 鈴木辰也 登壇〕

## ○議会運営委員会委員長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る6月5日午前10時から議会運営委員会を開き、平成30年第3回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、協議いたしましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日1日とし、日程は御手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案2件、町長提出議案9件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明、および諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、発議案第1号から議案第9号までを、順次上程の上、質疑、討論、採決をお願いします。

次に、一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には笹生久男君、三国幸次君、田久保浩通君、緒方猛君の4名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁を含め60分以内とし、その内、1回目の質問時間は15分以内とし、再質問は一問一答方式で、回数は定めないといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査の結果を御報告申し上げると共に、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

## ○議長（小藤田一幸）

ただいまの、議会運営委員長から報告ですが、今定例会の会期は、本日1日とし、一般質問については、通告のあった議員が4名、質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は一問一答方式で、回数は定めないとのことです。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

## ○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## ◎諸般の報告

## ○議長（小藤田一幸）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告をしたと

おりです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配布いたしました。

次に議員の表彰関係についてですが、5月24日に伊藤茂明君、黒川大司君、鈴木辰也君の3名が、千葉県町村議会議長会から自治功労表彰をされましたので、午後会議再開前に、その伝達を行います。

以上で、議長としての報告を終わります。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明、並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和 登壇]

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成30年第3回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜り、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は、条例の一部改正2件、財産の取得について3件、さらに人事案件2件、一般会計、国民健康保険会計の各補正予算など9議案であります。それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、中小企業の生産性革命を実現するための償却資産に係る特例措置の施行に関し、地方税法が改正され、鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正をしようとするものであります。

議案第2号「鋸南町幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、鋸南幼稚園の新園舎への移転に伴い、幼稚園の位置について所要の改正をしようとするものであります。

議案第3号「財産の取得について（デジタル戸別受信機）」であります。去る、5月30日に指名競争入札により、入札を執行した結果をもって、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第4号「財産の取得について（鋸南小学校児童用パソコン教室備品）」であります。去る、5月24日に公募型プロポーザルを行なった結果をもって、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第5号「財産の取得について（鋸南町元名字高塚1749外）」であります。去る5月30日千葉地方裁判所において行われました本件土地にかかる競売の開札結果、及び6月6日の売却許可決定をもって、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第6号・議案第7号は「人権擁護委員候補者の推薦について」でございますが、本年9月30日をもちまして、2名の人権擁護委員さんが任期満了となります。つきましては、2名の方を人権擁護委員候補者として、法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を聞くため、推薦議案として提出するものであります。

議案第8号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について」でございますが、今補正予算は歳入歳出それぞれ433万3千円を追加し、歳入歳出の総額を38億5,795万5千円とするものでございます。

はじめに歳出の主なものを申し上げます。

議会費では、3月議会定例会での条例改正による議会議員の報酬5%削減により議員報酬等251万円の減額。

農業振興費では、新規事業のイノシシ棲家撲滅対策事業として、207万7千円。

道の駅推進事業費では、道の駅きよなんの清掃業務委託費で290万9千円。

中学校費では、変電室屋根防水シートの修繕費87万5千円。

公民館費では、図書購入費30万円などがございます。

続きまして、歳入であります。国庫補助金で16万円、県補助金で225万1千円、教育費寄付金40万円、財政調整基金繰入金94万8千円の減額、雑入で都市交流施設分配金247万をお願いいたしました。

今補正後の財政調整基金残高は10億705万2千円を予定しております。

議案第9号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、今補正予算は、歳入歳出それぞれ285万2千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を11億9,775万5千円とするものでございます。

主な歳出は、千葉県国民健康保険団体連合会へ、特定健診事業の受診勧奨等の業務を委託する費用285万2千円でございます。

主な歳入については、特別調整交付金285万1千円でございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

役場の窓口でお納めいただきました県税の取扱状況について御報告を申し上げます。

本年5月31日現在で、自動車税255件、862万8千円、法人事業税1件、2万700円、法人県民税4件、8万2千円、不動産取得税1件、5万4千円、合計878万4,700円の取扱いとなりました。県税取扱手数料の2%が町へ繰入されることから、17万5,694円が繰入されることとなります。

町民の皆様の御協力に感謝申し上げます。

次に、530運動について御報告申し上げます。

去る、5月26日に行われました530運動であります。町民の方々の御協力をいただきま

して、町内全域が綺麗になりましたこと、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

ありがとうございました。

この運動によりまして、可燃ゴミやビン・缶等を含めまして、5, 200kgのゴミが収集されました。今後も、町民協働による環境美化推進に努めて参りたいと思います。

次に、第37回安房支部消防操法大会が、6月24日に、安房合同庁舎駐車場で開催されます。大会当日は、7月28日開催の千葉県消防操法大会の小型ポンプ操法の部に安房支部を代表して出場することとなっております。鋸南町消防団第2分団については、模範演技を披露することとなっております。千葉県消防操法大会にむけて長期にわたる訓練を実施しておりますので、皆さまの御支援、御声援をよろしくお願いいたします。

次に、鋸南町観光協会主催によりまして、第32回鋸南町白キス沖釣り大会が、去る6月10日に、中央公民館を大会本部として開催されました。当日は183名の太公望の参加を得て、盛況に終了したと聞いております。今後も多くの方が参加をしていただける事業を期待しております。

次に、夏の観光シーズンを迎えるにあたりまして、6月29日に夏期観光安全対策会議を開催し、その後、鋸南町観光協会が、勝山海岸で「海の祈願祭」を開催いたします。今年度は、5つの海水浴場を開設し、開設期間は、勝山、保田海水浴場が7月21日から8月12日までの23日間、大六、鱧ヶ浦及び元名海水浴場が7月28日から8月12日までの16日間の開設とする予定でございます。多くの観光客が訪れることを願っております。

次に、平成29年度医療法人財団鋸南きさらぎ会の決算について御報告申し上げます。

去る5月29日に医療法人財団鋸南きさらぎ会評議員会を、5月30日に理事会が開催され、同法人の決算が承認されました。平成29年度の実績であります。入院患者数については、前年度比65人増の1万6,641人、0.4%の増となりました。一方、外来患者数については、前年度比1,173人減の1万9,309人、5.7%の減となりました。損益計算においては、同法人の純損失は425万1,740円となりましたので御報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

#### ○議長（小藤田一幸）

町長から提案理由の説明並びに諸般の報告がありました。

報告事項ではありますが、確認したい点がございませうか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（小藤田一幸）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

#### ◎一般質問

#### ◎3番 笹生久男

**○議長（小藤田一幸）**

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、4名の諸君から通告がなされておりましたが、6番 緒方猛君から欠席届にて一般質問を取り下げる旨の届が出されましたので、これを認めます。

はじめに、笹生久男君の質問を許します。

質問席へ移動してください。

[3番 笹生久男 質問席につく]

[ベルが鳴る]

**○3番（笹生久男）**

それでは、一般質問させていただきます。

まず、横根の採石場の崩落事故の対応について質問したいと思います。

昨年12月の定例会で、横根採石場における2度の崩落事故に関する青木議員の一般質問に対しまして、県に再発防止に向け適切な指導を要望した旨の町長の答弁がございました。そのことについて次のとおり3点質問したいと思います。

まず第1としまして、平成29年11月8日付で県から出された事故に関する指導書の中で、原因究明と再発防止に向けた改善措置、これは発破作業の見直しや適切な防止対策等でございますが、この検討結果を速やかに報告することになっているが、改善計画の結果は、どの様になったのか。

まず2つ目としまして、事故の原因、現場の状況や防止対策について町の主要道路であります事故でありまして、これについて一般町民へも情報提供されるべきと考えますが、町として事業者に対し指導ができなかったのか。これが2つ目です。

3番目としまして、横根採石場の岩石採取計画認可は、平成30年8月31日までとなっております。今後の見通しはどうでしょうか。この再開の時期はどの様に考えているか確認したいと思います。

以上1回目の質問をさせていただきます。お願いいたします。

**○議長（小藤田一幸）**

笹生久男君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和 登壇]

**○町長（白石治和）**

笹生久男議員の一般質問に答弁をいたします。

「横根採石場崩落事故の対応について」お答えをいたします。

御質問の1点目の、「平成29年11月8日付で県から出された事故に関する指導書」の中で、

原因究明と再発防止に向けた改善措置（発破作業の見直しや適切な防止対策等）の検討結果を速やかに報告することとなっているが、改善計画の結果は、「どのようになったのか」でございますが、昨年12月定例会での、青木議員の一般質問に対しての答弁と重複をいたしますが、平成29年11月8日付けで、千葉県知事より、採石法第33条の9の規定により、認可採取計画の変更命令がされました。この変更命令書は、採取計画の変更が認可され、これに基づく対策が講じられるまでの間は、新たな採取を停止するものでございます。また、同日付で「採石場での土石流出事故についての指導文書」が出されております。その指示の一つとして検討結果の速やかな報告が指示されております。

その後の経緯について申し上げますが、平成29年11月27日に事業者より、県の産業振興課に改善計画書が提出をされました。これを受けて、県では、同年12月1日に関係する県道路環境課、安房土木事務所、県産業振興課で事業者と協議を実施いたしました。

しかしながら、「事故原因の究明とこれに基づく改善策の検討が不十分」であるとして再検討するよう指導をするとともに、平成28年6月3日に認可した「採取計画の変更認可申請書」にて、設定した火薬の計画装薬量をこえて発破を実施していることが判明したことから、実施に至った経緯について報告するよう求めたとのことでございます。

また、12月11日には県産業振興課にて立入り検査を実施し、法面の復旧作業の早期完成と、改善策の検討を進めるよう指示したとのことでございます。

その後、12月21日に事業者から、2回目の「改善計画書」が提出され、12月26日に、関係する県道路環境課、安房土木事務所、県産業振興課で事業者と協議を実施いたしました。

この中で、作業中止の判断基準をより明確に設定することなどが指示され、平成30年3月22日に最終的な改善計画書が示され、翌23日に県産業振興課及び事業者から町に対し、改善計画の内容の説明がなされました。

町としては、関係地域住民への改善計画書の説明及び理解を求めるよう要請したところであります。改善計画書の内容でございますが、県は崩落した斜面の復旧、原因究明及び再発防止に向けた改善方策点について回答するよう指示を行い、事業者からは、崩落した斜面の復旧についてポケット式ロックネット復旧、モルタル吹付、プラクトフェンス復旧を実施し、新たな防護施設として落石予防工が示されました。

原因究明については、当日の作業体制、発破作業、天候、直接原因、間接原因、問題点に分け分析され、崩落の原因としては、崩落発生前からの連続した降雨により、地山が飽和状態となり、地山の摩擦力、粘着力が減少していたところに発破による振動が作用し、表層崩壊したものの報告がなされております。

再発防止に向けた改善方策としては、岩石採取の方法として、県道斜面のみならず、県道より離れた区域においても県道沿い計画高、これは、県道より2mの高さであります。その高さに達するまでは、火薬による発破作業を行わず、重機により掘削することが示されました。また、法肩の掘削方法についても、通勤時間帯、夕刻等の通行量が多い時間帯は作業は行わず、採取作

業についても、通行車両の安全を優先し作業を行うなどの改善方策が示され、管理体制についても地山の湿潤状況の把握のため、観測井戸を設置し雨水の滞留状況を監視、記録するなどの方策が示されました。

以上が、平成30年3月22日に事業者から千葉県へ提出された改善計画書の概要となります。

御質問の2点目、「事故の原因、現場状況や防止対策について町の主要道での事故であり、一般町民へも情報提供されるべきと考えるが、町として事業者に対し指導ができないか」についてありますが、事業者からは4月に、まずは、事業所のあります鋸東3区の住民の方に、再発防止の対策の説明として、改善計画の内容が回覧と個別訪問によりなされたと同っております。今後は、県産業振興課とも協議の上、一般の方々への情報提供について、町としても事業者へ指導して参りたいと考えております。

御質問の3点目、「横根採石場の岩石採取計画は、平成30年8月31日までとなっているが、今後の見通しはどうか」についてでございますが、5月31日に県産業振興課及び事業者と町で協議した際には、事業者からは、改善計画書に基づき、必要な安全対策を行った後に、再度、許可申請を行いたい意向であると伺いましたが、その時期については、今後、県産業振興課と協議を進めるとのことで、現在は未定とのことでございます。

以上で、笹生久男議員の一般質問に対する答弁といたします。

#### ○議長（小藤田一幸）

笹生久男君、再質問はありますか。

はい、笹生久男君。

#### ○3番（笹生久男）

再質問させていただきます。

まず、この2度に渡る横根採石場の土石流の流出事故は、申請を含めまして町内採石業者が起こした採石事故ではございますけど、地元の業者が関与していることは、両者が交わした横根採石場共同運営協定書の内容から十分に判明できると思います。

再質問の内容は、まず県に情報開示請求をしていただいた資料を基に行っております。当然町もこの内容については把握していると存じます。

そこで次の点について再質問します。

採石の許認可権の管理は千葉県の管轄でありまして、当然町に直接管理責任が無いことは承知しておりますけど、県に対して岩石採取計画の変更や採石法に基づく許可採取計画の変更命令の通知を出しております。まず、再発防止として先ほど町長がおっしゃいました発破作業の見直し、保護柵の設置強化等の改善計画を提出して、ただそこで安全の確保ができれば変更許可をするということでしたが、まずこの原因ですが、発破実施業者から町内採石業者に対して顛末書によれば、計画装薬量がオーバーした量で発破したということで説明を受けていますね。ということで、まず崩落発生前から連続降雨、地山の摩擦力の低下、表層崩壊したと。発破の装薬量や保管状況うんぬん等の言い訳の積み重ねではないかというように私は受け取っています。要するに一



刻でも早く採石をして、船積みするための作業であったと思わざるを得ません。ということで、火薬取扱者としては失格ではないのかというような業者の状況がよく分かります。

以上のことから、発破実施業者が、この町内採石業者と町内業者との関与について、まず分かる範囲でどの程度あったのか。その点について説明していただきたいと思うのですが。

それともう1点、今後の再開ですけど、町長のおっしゃる通り発破作業は行わないで、今後重機のみによる採取だということで、非常に住民にとってはある面で安心できたのではないのかと思っております。まずそこで地元の理解がこの前言いましたとおり、町長の説明にありましたとおり、まず横根地区を含めて済んだのかどうか。もう一度お聞きしたいと思います。

以上で、お願いします。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩）**

御質問の1点目、発破実施業者、そして町内業者ということでございますけれども、こちらについては双方ともですね、最初の認可申請書の中には当然計画として業者の名前載っております。そしてそれらについて県の方で審議をして、認可を与えているものというふうに考えておまして、それに対してこちらでどうのこうのと言う部分ではなかろうかと考えております。

そして2点目の周知の関係でございますが、これについては当然町民の多くの方に御迷惑をおかけしている部分がありますので、それについては業者の方も認めておりますので、そういったところで業者に対してはですね、1人でも多くの町民、全ての町民に対してきちっと内容が分かるような形で、説明を尽くしていただきたいということで、今後も指導して参りたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（小藤田一幸）**

再質問はありますか。

はい、3番 笹生久男君。

**○3番（笹生久男）**

2回目としましてですね、まず12月11日、ほか何回か地域振興課の週間行事予定、これを拝見しますとですね、立入検査を実施しております。つい昨日ですか、昨日も行事予定の中にその予定が入っていたと思うんですが。その点について、採石場の立入検査を実施していますけど、この採石場の立入検査の結果、これはどうだったのでしょうか。それには町内採石業者が入っていたのかどうか。その点についてちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

よろしくお願いします。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩）**

今もお話がありましたように、昨日ですね、午前と午後に分けて4カ所の採石場の方の立入検査を行っております。立入検査につきましてはですね、認可計画のとおりには物事が進んでいるのかと、中には既に停止している採石場もございまして、そういったところの現状が変わっていないかどうか、そういったものを含めてですね、確認の方を行っております。そして昨日、今御指摘の採石場につきましては、午後の方で立入検査の方を行っております。御存知のように現在、稼働がされていない部分でありますけれども、中の様子でその後、変わった所がないかとか、そういったものも含めてですね、現状を確認致したところでございます。

以上です。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、3番 笹生久男君。

**○3番（笹生久男）**

それに関してですけど、先ほど町長の説明にありました改善計画の中で観測井戸の設置とか検査、記録などの指示が、方策はですね、指示されたとおりチェックすべきだということの報告がありましたけど、これについては遵守できるかどうか非常に不安です。誰が観測井戸の設置をやって、検査をやって、記録するのか。その部分についても非常に疑問でした。ということで、安全確認については、県の許可申請だからと言って県の事故だからと、県道の事故だからと言って、町は関係ないよということでは済まないのではないかと、このように思っております。不十分な点があれば町から県へ具申すべきだと考えておりますけど、その点についてはいかがでしょうか。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩）**

御指摘のとおりだと考えております。当然、地元には私達おりますので、県よりは色々な情報、現場の方も近いこともありますので、定期的にはですね、色々なものについて確認をしながらですね、何か気が付く点ありましたらですね、それについては当然、今おっしゃられたように県の方に対して意見の方申し上げて行きたいと考えております。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、3番 笹生久男君。

**○3番（笹生久男）**

改善計画の変更をですね、2度も命じられておるように聞いています。ということで、この事故の本質が分かっていないんじゃないかなと非常に疑問を感じています。再発防止に関して、先ほど町長から説明がありました鋸東3区の住民説明が行われたということで、住民の方も多少安心されたと思っております。情報提供は今後、事業者へ指導するということですが、今回の件で町から一般の住民に対しての情報提供は無かったということでしょうか。地元の関係地区だけでな

く発生状況、経過報告、結果を町民全体に知らせるのは町当局の義務ではないでしょうか。このように感じております。

例えば、事故が発生してから以降、一般町民の方がこの件に関して、崩落事故の原因が自然災害ではなく人為的な要因であったこと、通行止めはいつ解除されるのか、通行止めが解除された後ではネットが、ネットとは石の崩れたのをカバーするネットですね。ネットが新たに設置されたが、これは応急処置なのか、安全対策として完了したのか。などの情報を得たい場合には、どこから情報をですね、得るのですか。一般住民が役場へ行ったり、電話をしたりするのは役場の職員が思っている以上に抵抗がある、敷居が高いと思っている町民は意外多いんです。だから漠然と事故の原因は何だろうな、いつ開通するんだろうなど、現場を通るのは怖いなど思いつつも聞けずに不安のまま道路を通行しております。町報とか防災無線でこのような町民が知りたがっている情報を引き出すことができなかったんですか。町当局の立場は分かるんですが、結果的には業者はやらなかった。町もできないとなると町民は役場に聞くしかできないんです。今回この件に関しても聞かれました。町内の主要道路で崩落事故があり、長い間通行止めになったんですが、小さい町にとっては大きな事件です。事実、長狭街道を利用している人や某病院への通院者は非常に困りました。昨年の青木議員の質問にもこれらのことが発端であるという旨を伺っています。町民が困っている時に、業者の特定支援になるからと言うは、杓子定規ではないでしょうか。

町報の掲載が無理であるなら簡単なチラシだけでも回覧してもらったらいかがでしょうか。例えば、現在長狭街道は横根採石場の付近で発破が原因で崩落事故が発生して通行止めになっていますと、土砂の撤去が完了し、安全対策が確認され次第通行止めが解除されるので現在復旧の見込みはいついつ頃ですと。簡単にできる範囲で結構ですから、イレギュラーの通知でも構わないと思うんです。これは崩落事故があったからこういうことをいう訳ではございませんけど、崩落事故に限らず災害、実施工事内容、実施事業の詳細等、町民にとって重要な事項を報告すべきではないでしょうか。

まず3つ目としまして、町内採石業者と町内業者との採石場共同運営協定書、これについては町にもあると思うんですけど、これはいただいたものですが、これを見ますと出資比率は50%ずつということになっております。安全対策及び管理責任の分担作業については、町内業者の責任において必要な安全対策を実施すると明記されております。2回目の事故発生後、看板から作業所の自社名称を削除し、写真ございますけど、これについては都合の悪いことへの対応が姑息でありまして、町内業者のやり方に憤りさえ感じております。

以上のことから今後の、例えば採石とか、運搬作業とか、交通が発生する恐れはないのか非常に心配しております。町の考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

前段で話をしました内容は結構ですので、ただ今町内業者においては必要な安全対策を実施しますという共同運営協定書というものを見たと思いますけど、その中に書いてある内容について発生する恐れが今後ございませんというような回答で結構です。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、副町長 内田正司君。

**○副町長（内田正司）**

様々な御指摘ありがとうございます。議員御質問にありましたとおりですね、今回の事案に関しては、確かに長期間に渡りまして県道等がですね、通行止めになりました。その影響というものは町民の皆さん、あそこを利用する方は多大なものがあったと思います。一つに私の聞いている例ではですね、七曲りという所ですね、奥山の先を抜けて行く、より狭隘な道をですね、利用しようしなければならなかった事例があって非常にそういうことですね、私も意見をいただいたところでございます。今後情報のですね、提供について、振り返って検証しなければいけませんけれども、十分なですね、速やかな情報の提供ということができなかった点もあろうかと思いますが、今後はそのようなことがないように十分注意してですね、速やかな情報提供に努めて参りたいと思います。また安全対策等につきましては、当然県の指導によりまして業者の方と協議しておりますので、またその結果うんぬんにつきましては、何らかの形でですね、町民の皆さんにお知らせする必要があると考えております。

当初ですね、あそこの採石場がやる時にですね、保田地区の方については地区のですね、説明会というようなこともやった上で事業がスタートしたというような経緯もありますので、今後の、2回目ということもありますので、再開にあたってはできる限りのですね、町民の皆さんへの説明等が必要と考えているところでございます。

協定書の内容のことにつきましては、当然今回の事故に関しての指導もあると思いますので、当然関わります町内業者の必要な安全対策を実施するという事は、当然のことだと思いますので、足りなかった点等も含めてですね、検証されて今後はですね、十分な措置が取られるものと思っているところでございます。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、3番 笹生久男君。

**○3番（笹生久男）**

まず、現場の状況を見ますとですね、崩落の岩石の張り出し、これの防護ネットと言うんですか。私名称はよく分かりませんが、まず県道を通行する者として二段になっているネットの張り出し、これについては個人的な見解ではあるんですけど、安全対策は十分とは思えないんですね。これ県だからということで、人それぞれ見方が違うんでしょうけど、それによって安全対策が確認できていないと町民が思った場合ですね、採石法にある第33条の14の規定による県知事への要請を行う有無については、町当局としてはどのように考えておられますか。

もちろん個人的な見解の相違があるから、県が良いと言えば良いんだと言われると、それ以上言いようがないんですけど、ネットの状況とか、上にぶら下がっている石を見るとあのままで果たして良いのかなと、個人的な考えですけど。その辺についてお聞きしたいなということです。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、地域振興課長 飯田浩君。

**○地域振興課長（飯田浩）**

今回の安全対策についてはですね、県の方も関係する各課が集まった中でそれぞれ知識を持っている職員の方達等が入った中でですね、十分検討されておっているものと考えておりますけども、今言われたような、そういうような見方もできるということで、心配をされている方も大勢いるということについてはですね、これらを県の方にまたお伝えしてですね、何らかの対策が取っていただけるのかどうか確認をしたいと思います。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、3番 笹生久男君。

**○3番（笹生久男）**

採石法の許認可が県知事であれですね、現状の状況で横根の採石場が終了しないことを条件に埋戻し、植林に復旧まで指導しなければ、町として町内採石業者の再申請は認めるべきではないということを考えております。許認可権の問題ではなくでですね、関係住民に説明する時に声を上げて反対すべきであると思っています。重ねて30年の8月31日までの採取計画の判断は、どのようにするんですかということについては、先ほど町長から説明ございましたとおり、まだ現在未定であるという報告を得ておりますので分かりました。まず、町民の生命財産を守り、安心安全な生活をどのように考えていますか。2度の崩落事故を発生させているこの企業は町民への謝罪は一切なく、もちろん横根地区は先ほど話がありましたとおり謝罪があったかも分かりませんが一般の住民には、ほとんど聞かれておりません。個人的には1カ月の内、数回行く某病院への通院の度に私の個人的な体より、今後の町への将来を案ずる日々であることを申し伝えます。

以上で、この崩落事故の内容については、説明を終了したいと思います。

**○議長（小藤田一幸）**

以上で、笹生久男君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午前11時10分から会議を再開いたします。

…………… 休憩・午前10時58分 ……………

…………… 再開・午前11時10分 ……………

**◎一般質問**

**◎12番 三国幸次**

**○議長（小藤田一幸）**

休憩を解いて、会議を再開します。

次に、12番 三国幸次君の質問を許します。

12番 三国幸次君。

[ベルが鳴る]

**○12番（三国幸次）**

私は、鋸南病院を町民から信頼される病院に、そして経営を改善・安定させるために質問します。

国のたび重なる、医療制度改革は、医療費削減をすべてに優先させてきました。1980年代以降の医師数抑制政策、そして医療費抑制政策により、病院経営が悪化し、医師や看護師などは、過酷な労働を強いられるようになってきたと言われています。

特に小泉内閣の時の診療報酬引き下げと療養病床削減は、医師不足や医療機関の縮小・撤退が進み、「医療崩壊」が叫ばれました。

厚生労働省は、2018年度からの医療計画（都道府県）と介護保険事業計画（市町村）について、それぞれ在宅医療・介護サービスの新たな必要量と整備目標を設定させる考えを示しました。在宅介護を拡大し、患者を入院医療から遠ざける狙いです。

2つの計画は、病床削減・再編計画の「地域医療構想」を踏まえたものです。この構想の策定指針では、一般病床や長期入院用の療養病床で病状が軽度か改善した患者などは入院医療の必要性が低いとして、「在宅医療等で対応する」としています。

厚労省はこの構想を推進することによって、高齢化のピークとされる2025年には、全国で30万人分の新たな在宅医療や介護サービスが必要になるとの推計を紹介しました。

そのうち、これまで一般病床で対応していた約10万人分について「外来医療で対応する」としています。

療養病床の患者約20万人は、介護が必要な高齢者が多いことなどから在宅医療や介護施設、介護療養病床の転換先となる「介護医療院」で受け入れるとしました。

鋸南病院も医療制度が変わるたびにその対応で振り回されてきました。このような中でも鋸南町で一つの国保病院を守り、良くしていかなければなりません。

そこで、3点質問します。

1点目、鋸南病院の現状についての認識は。

2点目、国の医療制度改革とその対応についての考えは。

3点目、町民からの信頼を高め、経営も改善・安定させるために町として力を入れる必要があると考えるがどうか。

以上で、1回目の質問を終わり、答弁を求めます。

**○議長（小藤田一幸）**

三国幸次君の質問について、町長から答弁をお願いします。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和 登壇]

## ○町長（白石治和）

三国幸次議員の一般質問に答弁いたします。

「鋸南病院を町民から信頼される病院に、そして運営を改善・安定させるために」についてお答えをいたします。

御質問の1点目、「鋸南病院の現状についての認識は」についてでございますが、現在の鋸南病院は、一般病床が32床及び療養病床が34床の計66床の許可を受け、平成20年度から医療法人財団鋸南きさらぎ会に指定管理者として、運営していただいているところでございます。

しかしながら、療養病床は、看護師の人数が施設基準に達していないことから、開設以来9床を休床としており、25床で稼働している状況でございます。

財団は、ハローワーク、地元新聞等への記事掲載などで看護師の募集を行ってきておりますが、なかなか応募がないことから人材派遣会社へ依頼をしているとのことであります。

この人材派遣により数名入職されたとのことでありますが、看護職員の定年退職等もございまして、依然、看護師の人員確保は困難な状況にございます。医師確保においても、県の医師派遣事業により、自治医科大学の出身医師2名を1年から2年間の派遣期間で、また、理事長の人脈で非常勤医師をお願いしている状況でございますので、非常に厳しいものがございます。

このような事情により、かかりつけ医として医師の定着化が図られないことによりまして、患者との信頼関係の構築がままならないとの認識もしておりますが、経営面においては、外来患者数の減や一般病床における入院患者数の減、治療行為が入院料に反映されない、また、治療・看護の必要性が低い長期入院患者が、療養病床において多くなっていることが、収益の減に繋がっております。

御質問の2点目、「国の医療制度改革とその対応についての考えは」についてでございますが、特に、影響がある事項について、述べさせていただきます。

国の医療制度改革にあっては、入院期間を短く、かつ機能回復を図り、速やかに在宅で介護することを引き続き求めているとともに、今回の改正で、入院に対してより一層、重症度、医療・看護の必要度を重視した診療報酬を細かく設定したところでございまして、詳しくは、急性期一般入院基本料において、7人の患者に対して1名以上の看護師を配置する7対1及び10人の患者に対して1名以上の看護師を配置する10対1が、急性期一般入院料1から7までの7段階に再編されました。

加えて、新システムを導入し、看護師が毎日チェックした患者における重症度、医療・看護必要度をデータ化しなければならなくなりました。

鋸南病院は、10対1を採用しており、新区分にあっては、急性期一般入院料7に該当しますが、新システムを導入しなければ、今までどおりの入院料を得ることができなくなりますので、現在、財団に導入の意向を求めているところであり、意向内容によっては、協議を行う予定でござ

ざいます。

また、療養病棟入院基本料の算定においても、20人の患者に対して1名以上の看護師を配置する20対1以上とする旨の改正がされました。

鋸南病院は、25人の患者に対して1名以上の看護師を配置する25対1で対応しておりますので、従来の診療報酬を算定するには、看護師を増員する体制を取らなければならなくなりましたので、この件においても、財団の考えを提示していただき、速やかに協議を行うよう求めているところでございます。

御質問の3点目、「町民からの信頼を高め、経営も改善・安定させるために町として力を入れる必要があると考えるがどうか」についてであります。1点目で答弁いたしました職員等の異動による業務の遅延や患者等の対応で、相手に不快感を与えることがないように、町と財団との間で定期的に行われている連絡会議において、接遇研修会等の実施をはじめとする患者さん等との、より良いコミュニケーションづくりに努めていただくよう要望するとともに、研修会等の実施に際して何か要請がありましたら、協力して参りたいと考えております。

また、経営においても、収支状況を財務諸表に基づき精査をし、安定した経営が図れるよう支援を行って参りたいと考えております。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく願いいたします。

**○議長（小藤田一幸）**

12番 三国幸次君、再質問はありますか。

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次）**

町長の答弁を聞きますと、病院経営の大変さというのが伝わってきます。とにかく人員確保もままならない、それから患者数を増やすのもままならない、経営的にも苦しいという状況が答弁からも分かります。再質問、色々聞きたいこといっぱいありますけれども、絞って再質問します。

まず1点目、医師や看護師の人材確保ですけれども、今回は看護師の確保について病院に任せるとはなくて、町としても特別なテコ入れと言いますか、考えをして、確保に繋がるような取り組みをして欲しいと思うのですが、何か考えているところがありましたらお答え願えますか。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの三国議員さんの質問に答弁させていただきます。看護師の人材の確保ということの中で、やはり医療法人財団鋸南きさらぎ会におきましては、法人ということのやはり1つの企業でございますので、この件に関して町として、協力できるものに関してですね、協力して参りたいと思っておりますが、協力範囲と言いますとですね、当然看護師において有益な情報が入ったら財団に伝えて参りたいと思っておりますし、他にかつて病院においても実施を、公益の時に



も実施しておりましたが、近隣の看護大学等への募集を働きかけることということも必要ではなかろうかなと思っておりますので、そちらの旨をですね、財団の方へと提案をさせていただきたいと思っております。

以上で、答弁を終わります。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、三国幸次君。

**○12番（三国幸次）**

この看護師の確保につきましては、普通に募集してもなかなか見つからないと思います。これは養成の前から手を打つというような対策を取って行かないと、確実な確保に繋がらないのではないかなと思うんですね。今、安房地域では、養成している所は1カ所しかないんですね。だからそういう人材を養成後に鋸南病院に受け入れるようにするためにはどうしたら良いのか、やはりこの点を考えて欲しいんです。これはマスコミなんかでも、時たま取り上げられたりしていますけれども確保するために、やはり一定の財政支出も伴うこともあるかもしれません。そういう意味で、こういう方法もあるのではないかな、こういう方法もあるのではないかなという点は、ニュースなどを見ているとヒントになる事例があるんですね。そういう点で、可能性、すぐやらなくてもこういう可能性が考えられるというものがありましたらお答え願えますか。無ければ無いで結構です。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの質問に答弁させていただきますが、まず病院においてもですね、看護師になる方にとってのですね、一応奨学金制度というものもお持ちになられているということでございますので、一応そちらの方で看護師の養成に努めて参るのかなと思います。それにはですね、各高校等に出向きましてですね、その高校の就職専門の担当の先生がいらっしゃると思いますので、そちらの方と協議をなさっていただいた中で、一応そのような制度を使っていただくことと、先ほど申しましたとおりにですね、近隣の看護大学の方にもそのような専門の担当の先生がいらっしゃると思いますので、そちらの先生方とですね、綿密な付き合いの中でですね、看護師の確保ということに努めて参ることをですね、提案させていただいて参りたいと思います。

以上で、答弁終わります。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、12番 三国幸次君。

**○12番（三国幸次）**

一步前向きな答弁がありました。高校生のうちからそういう人材を発見したりとか、見つけたりする努力、そしてそれを病院に繋げるための段取り、これはやはり必要だと思います。そうしなければ普通に募集したのでは、確保できないのではないかなと思います。是非ともそれだけでは

なくて他の方法も、多分、良い手があるかもしれませんが、研究してもらって、力を入れて行って欲しい。これ要望します。

2点目の再質問です。

2点目の再質問は、今度の新しい医療制度の改革の中で新しいシステムを取り入れなければ診療報酬が多くもらえないという答弁がありました。この新しいシステムとはどういうものなのか。それから、鋸南病院では、それをシステム的にはどうなっているのか。その辺のことをお答え願えますか。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの質問に答弁させていただきます。新しいシステムと言いますのは、同じ疾患であっても患者さんによっては、入院期間のバラつきが多いということから、傷病名と入院期間中に提供される手術、処置、そして化学療法等ですね、診療行為の組み合わせによる分類を行うシステムと伺っております。なお分類されたデータは、診療報酬明細書と併せて提出することとなっております。またデータの提出はですね、国においては今後の診療報酬改正等ですね、現行の出来高払いから、包括的な一律の診療報酬へ移行するためのですね、検討資料とされるものではなかろうかなと思っております。

以上で、答弁を終わります。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、12番 三国幸次君。

**○12番（三国幸次）**

現状で、鋸南病院でシステムを取り入れるかどうかという点が、明確な答えがありませんでした。新しいシステムについても、これはもう中小の病院を苦しめる制度なんですね。国の制度改革そのものが。それに対応できない病院は、もう切り捨てるといように受け取れるような制度なんですね。そういう中で、鋸南町で一つの鋸南病院ですから、何としても維持し、良くして行かなければいけないと思っておりますので、制度改革に後手後手ではなくて、前向きに対応するという点で、この新しいシステムについても、きさらぎ会との綿密な協議をしてもらって、前向きな対応ができるようにして欲しい。その点で何かお考えがあれば。無ければ無いで良いです。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

システムの導入にあたりましては、先ほど町長から答弁をさせていただいておりますが、一応、病院等ですね、協議の中で導入するかしないかというところは、検討させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、12番 三国幸次君。

**○12番（三国幸次）**

そのシステム導入にあたっての資金面、事業費の点では調べているかしら。調べてなければないで良いんですけど。どの位の事業費がかかるものなのか。新しいシステムを導入するためにはという点はどうでしょう。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまその費用につきましては、財団の方へと確認をさせていただいているところでございまして、財団の方からですね、その費用に関しての連絡は受けておりませんので、ただいま調査中ということですのでよろしくお願いたします。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、12番 三国幸次君。

**○12番（三国幸次）**

事情は分かりました。いずれにしても国がやるこの2018年の医療制度改革、これに対応するという点でも大変な状況になっています。私の記憶では、かつては病院の待合室が人で溢れていたという時期も一杯あったんですね。それが今では病院の待合室が、いつ行ってもガラガラという状況を私見しています。何が原因でこうなるのかなと考えますと、やはりきちんと安定した医師がいるかいらないか。それから看護師さんの人数もそうでしょうし、そして何にしても患者との対話、コミュニケーションの問題で、色々なことが起きているというのが、私の耳に伝わって来ております。

それで3点目の再質問として、答弁でも医師の確保、それから医師が短期で代わるとかという1点目の答弁の中身にも関わるんですけども、それも含めて鋸南病院の接客、対応の仕方について、これ非常に私色んな声が伝わって来ております。それが町民からの信頼を無くして行く方向に何年かずっと来ていたのではないかなというふうに感じます。そういう話は、伝わってくるのは良い話はなかなか伝わってこないのですが、こんなことを言われた、あんなことを言われたというようなことはかなり伝わってくるんですね。これはやはり働いている人達が、患者に対しての向き合う姿勢そのものを一から考え直して対応して行かなくてはいけないことではないかなというふうに思うんですね。それでその点について、とにかく病院は色んな制度が変わるにしろ患者さんに信頼されて、患者さんが多ければ経営的にはやって行けるんですね。いくら体制を良くしても評価が悪ければ、これはもう病院経営成り立たないんです。やはり根本には町民からの信頼を得ると、これを最重点にした運営の仕方、取り組みの仕方、それから町もそれについてのかなりのテコ入れ、テコ入れと言う言葉が正しいかどうか分かりません。しかし町も相当病院を維持するために腹を据えて対応していかないと鋸南病院、今後経営さらに悪化して行くと思わ

れます。その点について何かお考えがあればお答え願えますか。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの質問に答弁させていただきます。先ほど町長からの答弁もございました。連絡会議等を定期的に行っている中でですね、当然そちらの方の接遇等の関係につきましても、こちらの方で要望させていただくこととさせていただきたいと思っておりますが、当然実施されます接遇の研修会等におきまして、やはりそちらの方にお呼びします適切な講師等にも派遣について、町としても協力できることがございましたら協力をさせていただきたいと思っております。何分財団との協議の中でですね、この件については進めて行かせていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

以上でございます。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、12番 三国幸次君。

**○12番（三国幸次）**

私は議員になってから病院の関係についての一般質問はかなり、何回もやっています。ずっと指摘してきたのは、やはり町民の信頼を得るための対応の仕方ですね。ずっとかなり前から患者さんからのこんなこと言われた、あんなこと言われたというようなことがありました。その都度指摘してきましたけれども、ずっとこれ改善されてきませんでした。このまま行けばまた同じような状況がいくら綿密に協議したり、研修会をやったりしても実際の患者とのコミュニケーションの点では改善が進まないというふうに私考えられます。そういう意味で特別に対応の仕方をチェックし指摘するための体制作り、これ町としてはやはり力を入れる必要があるのではないかと思います。これは色々な方法があると思いますけれども、専門的にそれをチェックし、指導し、根本的にその対応の仕方の考え方を改めさせる位の働きかけをして行かないといけないのではないかと考えます。それをやらないといくら人材確保に努力しても看護師確保に努力しても、患者からの信頼が得られる、それがプラスに変わっていかない限りは病院経営が安定しません。私からは是非ともその辺で特別な体制を考えて行くと言う位の答弁が欲しいんですけどもどうでしょうか。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

今議員さんがお話されましたチェック体制を、見られるような体制というところでなかなか町の方としても出向いてというところの中では、出向いては行っておりますけれども、チェックする体制までに至らないというところでもあります。今後その点については、どうやれるかというところは検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、12番 三国幸次君。

**○12番（三国幸次）**

病院経営を安定させるというのは、かなりの難しい点が一杯あることは承知しております。それを良くするためにも腹を据えた取り組みを考えて行かないと、前向きな方向に行かないと思いますので、是非ともこれ私要望します。いずれにしましても、国も医療制度改革は、地方の小さな中小病院を本当に振り回しています。鋸南町の病院が一つになって、あとは診療所が変わってしまったとか。これは、国のさじの振り加減一つで病経営がおかしくなってしまった、というのがこの20年来ですね。とにかく小泉内閣の前から医師数削減の政策を取っていて、医療費削減の政策を取って来ましたが、小泉内閣の時に大幅な診療報酬削減をしたんですね。療養病床を減らすという方針、これがとにかく医療崩壊を招くまでになってしまった、というのが未だにずっと続いています。それでもまだ今の政権は、その方向性を根本的に変えようとしていません。一時的に民主党政権の時に診療報酬の削減が一時緩和されました。しかしまた、政権が変わってからは、継続してこの医療制度改革は小泉内閣の時に作った方針そのままずっと実践され、引き継がれております。そして2018年度からは第7期の医療制度改革です。これはもう国で決まったことを町がいくら文句言っても変えられません。しかし対応の方法としては、これに対して前向きに立ち向かって行って鋸南病院を維持・発展させるという方向に持って行かないと、町の大事な病院が良くなれないと思いますので、腹を据えた取り組みをして欲しい。これは経営面においても、人材確保においても、それから町民とのコミュニケーションにおいても取り組んで欲しい要望して質問を終わります。

**○議長（小藤田一幸）**

以上で、三国幸次君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩をして午後1時30分から会議を再開いたします。

なお、特別自治功労表彰の伝達を午後1時15分から議場で行いますので、時間前に参集をお願いします。

以上です。

…………… 休憩・午前11時40分 ……………  
…………… 再開・午後 1時30分 ……………

**◎一般質問**

**◎1番 田久保浩通**

**○議長（小藤田一幸）**

休憩を解いて、会議を再開します。

次に、1番 田久保浩通君の質問を許します。

1番 田久保浩通君。

[ベルが鳴る]

**○1番（田久保浩通）**

私からは介護保険事業計画について質問いたします。

高齢化が進み、介護が必要な人が増える中、4月から65歳以上が支払う介護保険料が、全国平均で6%引き上げられ、月額5,800円に。介護制度が始まった18年前と比べて2倍になっています。

市区町村で最も高い所は、福島県葛尾村で9,800円、人口は1,422人の村です。一方もっとも低いのは、北海道音威子府村で3,000円、北海道で一番小さな村と言われていて、人口は767人です。

今後、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年には、およそ7,200円。2040年度は、9,200円まで引き上がると推計されています。

また、要介護や要支援の認定を受けた人は、昨年度629万で、制度開始時より3倍近くになっています。団塊の世代が全て75歳以上になる2025年には771万になると推定されています。

鋸南町は、千葉県で御宿町に続き第2位と高齢化率が高く、今後、更に高齢化が進むと、要介護認定の上昇が懸念され、介護を必要とする高齢者が確実に増えると言われていています。

町では、介護保険事業計画が3月に策定され、4月から実施されています。

そこで2点町長に質問いたします。

1点目、要介護認定者数は全国的に上昇傾向にある中、町の介護保険事業計画の推移計画によると、平成37年度には、緩やかな減少傾向になると見込んでいます。この傾向は、どう分析されたものか。

2点目、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する、ということで6項目掲げているが、特に重点を置いている推進策は何か。

以上、2点質問いたします。答弁をお願いします。

**○議長（小藤田一幸）**

田久保浩通君の質問について、町長から答弁をお願いします。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和 登壇]

**○町長（白石治和）**

田久保浩通議員の一般質問に答弁をいたします。

「介護保険事業計画について」お答えをさせていただきます。

介護保険制度は、介護が必要な高齢者の暮らしを支える制度として、住民の方々に広く定着をしてきております。この間、幾度となく制度改正が行われてきたことは、高齢化の進展を踏まえ、より良い介護サービスの提供を図るとともに、制度の安定的な運営を確保するためのものであると理解をいたしております。

介護保険制度を強化・充実することは、高齢者が安心して暮らすために、大変重要な施策でございます。この度、団塊の世代が75歳に達する平成37年にむけ、地域包括ケアシステムの更なる深化と推進を進めていく上で、平成30年度を初年度とする3年間の計画期間で、新たな「鋸南町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、スタートしたところでございます。

御質問の1点目の、「要介護認定者数は全国的に上昇傾向にある中、町の推移計画を見ると、平成37年度には、緩やかな減少傾向になると見込んでいる。この傾向は、どう分析されたものか」についてでございますが、介護認定は、月に2回の介護認定審査会を経て、要支援・要介護度の認定を行っております。当該審査会において、今まで介護認定を受けず、自立して生活できていた方で、要支援、要介護状態であると認定された方は、平成28年度に159人、平成29年度に151人となっております。また、全体の認定者数は、平成27年度末で、28年度末ともに697人、平成29年度末での計画における認定者数は、726人と見込みましたが、実績数は、701人とほぼ例年どおりの認定者数でございました。

介護保険計画における将来推計といたしまして、平成32年度は要支援認定者数86人、要介護認定者数598人の計684人、また、平成37年度においては、要支援認定者数85人、要介護認定者数572人の計657人と議員御指摘のとおり、若干の減少を見込んでおります。減少傾向につきましては、地域における介護予防事業の中で、介護状態にならないための予防教室をはじめ、ポールウォーキング等の体力作りなどを長年、実践してきた成果により、介護状態になる方が全体的に増えていないことが要因で、このことが推計に反映されていると思われま

す。なお、本計画における数値は、厚生労働省が計画策定に際して、総合的に支援するために開発した「見える化」システムの分析により算出された予測数値となっており、国に報告しました平成27年度及び平成28年度の介護保険年報の実績値に加えて、平成29年9月までの介護保険月報の実績値により推計されているところでございます。

御質問の2点目の、「地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進するということで6項目掲げているが、特に重点を置いている推進策は何か」についてでございますが、推進策の基本目標の1つに、多様な介護予防や健康づくり、生きがいづくりの取り組みを通じて、健康寿命の延伸を図ることを目標としております。すなわち、できる限り要介護状態にならずに、自らが望む生活を送り続けることを支援していくこととしております。

取り組みといたしましては、介護予防把握事業の推進として、75歳から79歳までの方を対象に、健康状態や日常生活についての基本チェックリストを自立して生活している方すべてに配布し、健康状態の把握に努めるとともに、チェック項目を点数化して要介護状態に近づきつつある方、すべての方を対象に電話連絡や訪問を行うこととしております。

この事業は、隠れている要介護者の把握に繋がるものでございます。介護予防普及啓発事業及び介護予防健診においては、「鋸南型介護予防」として、体験型プログラムを導入しての介護予防を行います。内容は、10メートルの歩行速度の測定、握力測定、脳活性化プログラムの体験、認知機能評価等を行っていただき、各種データ結果から、高齢者個々の方が自ら行う実践活動を提案、支援するものであります。なお、介護予防の各種教室・自主グループ活動、老人クラブの集会、健康まつり等において、この「鋸南型介護予防」の啓発に努めております。

また、地域での活動として、地域介護予防活動支援事業を行っておりまして、歩いて行ける身近な集会所、コミュニティセンター等を活用して「笑って、楽しく、頭と身体を動かす」住民主導型の介護予防活動を促進して参ります。現在は、18地区の住民の方々が、ストレッチ運動や有酸素運動のポールウォーキング等を行っておりますが、他の地域での実施も推進して参りたいと思っております。なお、ポールウォーキングは、災害時における避難の面からも、有効であると考えておりますので、普及により一層努めたいと思っております。

最後に拠点事業として生活機能向上事業を行っております。保健福祉総合センターと老人福祉センターを拠点として、ひきこもり予防を目的とした「笑楽の会」、「泉の会」を月に4回、「じねんじょの会」を月2回、また、運動機能強化を目的とした「笑がおの会」は月4回実施しております。どの会も多数の参加者があり、生活機能の維持・改善が見込まれます。なお、徒歩での参加が困難な方につきましては、社会福祉協議会に送迎を委託しており、継続的に参加できるよう支援しております。

以上が、介護予防の施策として計画に位置付けられており、どの施策においても今までの成果から重要であり、継続的に実践していく必要があると認識しております。また、項目全般に関連をもった総合的な事業施策と捉えております。

以上で、田久保浩通議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしくお願いたします。

#### ○議長（小藤田一幸）

田久保浩通君、再質問はありますか。

はい、1番 田久保浩通君。

#### ○1番（田久保浩通）

確認ですが、要介護認定者数は全国的に上昇傾向にある中、町は今後緩やかな減少傾向に向かうとのこと。その要因は、高齢者の人口減少と地域における介護予防の取り組みの成果が功を奏していると受け止めてよろしいでしょうか。

#### ○議長（小藤田一幸）

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

#### ○保健福祉課長（杉田和信）

ただいま議員からお話のありましたとおり、今後の人口の推移の減少とですね、やはりこの介護予防の成果等によるものと思われまますので、このような稀なケースになっていると受け止めて



いただいて結構だと思います。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、1番 田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通）**

このような減少傾向に向かうケースは、稀なケースと受け止めてよろしいですか。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

そのように受け止めていただいて結構だと思います。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、1番 田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通）**

分かりました。ありがとうございます。

2点目の質問に入りたいと思います。

介護予防事業は、年度ごとに重点項目を定めて取り組んで行くのだと思っていましたが、今の町長の説明で項目全般に関連しているので、総合的に捉えて行くということで、よく分かりました。

そこで、質問いたします。町長の答弁の中で、介護予防把握事業の推進として75歳から79歳までの方を対象に、健康状態や日常生活について、基本チェックリストを自立して生活できるか方全てに配布し、健康状態の把握に努めると言っていましたが、平成29年度実施された基本チェックリストの実施率を見ると、75歳から79歳589人に対して237人しか回答が得られていません。率にして40.2%です。実施率が低い原因をどう分析していますか。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの質問に答弁いたします。様々な原因が上げられると思われませんが、通知後にいただいている電話の中では、日常の生活や活動においてですね、特に支障がないと、いわゆる問題がないとの回答が多く寄せられておりますので、このことが主な原因の一つと思われま

す。以上でございます。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、1番 田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通）**

基本チェックリストは、今年度も実施すると伺っています。実施率を上げるための方策があればお聞かせください。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの質問に答弁させていただきます。従来でしたら、封書による通知によって、その回収を行っていましたが、今年度は今一度、葉書による通知を実施いたしましてですね、回収率の向上を上げさせていただこうと思っております。また、町報の掲載やですね、地区予防教室や老人クラブ等の団体への呼びかけ、あと医療機関の窓口等へのチラシの掲示依頼を行う予定としており、その点におきましても回収率の向上を図って参りたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、1番 田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通）**

分かりました。大変労力や時間がかかると思いますが、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、コミュニティなどを利用して、住民主導型の介護予防活動が行われ、現在18地区の住民が参加しているとのことだと思ひます。これは素晴らしいことだと思ひます。この活動は平成17年度田町地区を皮切りに今年で13年目になります。18地区を勝山、保田、佐久間の3地域に分けてみた時、ある程度バランスが取れているのか、それとも偏った地域に集中しているのか、あるいは何か共通項があるのか。その辺の現状をお聞かせください。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいま議員からのお話もありましたとおり、18地区の地区で実施しておる訳でございますが、とりわけ第一次産業、いわゆる農業とか漁業がですね、さかんな地域における介護予防活動がですね、こちらの方の地域において未実施地区になっていると見受けられております。一応そちらの方でバランスが取れているかというところの中でございますけれども、そちらの方の地域の活動を進めて行かなければならないのかなと思ひている次第でございます。

以上でございます。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、1番 田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通）**

どうしても中山間地域に高齢者が多くいると思ひます。18地区の中でこの中山間地域はかなり多いと考えてよろしいですか。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

中山間地域におきましては、佐久間地区のですね、地域の方がちょっとこちらの方の事業が未実施という所が多く見受けられます。

以上でございます。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、1番 田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通）**

ありがとうございます。よく分かりました。先ほど町長の答弁には、今後さらに18地区あるだけでも凄いことだと思いますが、さらに新たな地区に対しても実施して行きたいということのお話がありましたが、今後の取り組みについて何か具体的な考えがあれば教えてください。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの質問に答弁させていただきます。現在、取り組みを行っている地区においては核となるリーダー的な方々がおられまして、その方々が開催の連絡や参加の呼びかけをですね、実質的にやっているところでございます。町といたしましては、未実施の地区においてですね、別の予防事業に参加されている方がおられた際に、御声かけをさせていただいた中でですね、核となるリーダーの養成をサポートするような形で、今後取り組んで参りたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、1番 田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通）**

是非、取り組みの方よろしくお願いいいたします。

先日、8日午前中に笑楽の湯で、午後はずこやかで、介護予防検診が行われました。町の防災無線でも参加を促す放送が入りました。介護予防のための健康診断と受け止めていますが、町の呼びかけに対して参加者はどれ位集まりましたでしょうか。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの質問にお答えします。先日の佐久間地区、保田地区で実施いたしました介護予防検診の参加人数は計で64名でございました。なお、今月下旬、29日にですね、勝山地区を実施する予定でございます。

以上で、答弁を終わります。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、1番 田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通）**

介護予防検診は継続的に行われていると思いますが、回を重ねて行く中で参加者の推移はどう変化していますか。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

ただいまの御質問に答弁させていただきます。参加者の推移でございますが、平成27年度からでございますけども、105名、そして28年度は109名、そして昨年度、平成29年は128名と若干ではございますけども、参加されている方が増えている傾向でございます。

以上で、答弁を終わります。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、1番 田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通）**

この若干増えているというこの人数は、参加者が多いという判断をしているということによろしいですか。沢山参加しているというふうに受け止めて良いですか。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、保健福祉課長 杉田和信君。

**○保健福祉課長（杉田和信）**

予防検診にあたって当然ながら人数的なものの中では、まだまだ参加される方が多くてもよろしいのではなかろうかなというのは思っております。しかしながら、時期的なところもあろうかと思えますし、色々と参加される方々においてもですね、1年おきに参加をされる方というふうな方もいらっしゃるということでお聞きしておりますので、その点についてですね、もう少し増えるような形の中で事業を進めて行ければと思っております。

以上で、答弁終わります。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、1番 田久保浩通君。

**○1番（田久保浩通）**

参加者が是非、継続して来られるように楽しい企画をプログラムの中に入れるとか、考えながら進めていただければと思います。よろしくお願いします。

平成30年4月1日現在、町の人口は8,013人に対して、65歳以上の人口は3,670人、率にして45.8%です。うち75歳以上の高齢者は1,690人で、24.5%を占めています。また、1人で生活している65歳以上の高齢者は961人、その内607人が75歳以上です。保健福祉総合センターと老人福祉センターを拠点として、閉じこもり防止、閉じこもり予防、また運動機能強化を目的に「笑顔の会」をはじめ、色々な会に多数参加しているということが今回資料を見て分かりました。その結果、生活維持・改善が見込まれ、素晴らしい成果を上

げていることも。

そこで1点提案したいと思います。

介護予防とは、高齢者が要介護状態になるのを防いだり、要介護状態の人が悪化するのを防ぎ、現状を維持し改善を図ることです。効果が出れば、当然介護保険料の上昇を抑えることができます。これだけ成果を上げてきているので今後、外に出るのがおっくうで参加できない高齢者や、色々な理由で参加できなかった高齢者に対して高齢者同士が声を掛け合うことで一歩踏み出せるきっかけが作れば介護予防活動のさらなる充実が図れると考えます。人の輪に参加することで1人1人が笑顔で生きがいを持って生活できるのではないのでしょうか。高齢者同士が声を掛け合える、そういう環境作りを是非していただきたいということを提案して私の質問を終わります。

#### ○議長（小藤田一幸）

以上で、田久保浩通君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩をします。

議員全員協議会を開きますので、委員会室に御参集願います。

…………… 休憩・午後1時58分 ……………

…………… 再開・午後2時30分 ……………

### ◎発議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

#### ○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第5 発議案第1号「国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書（案）について」を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

提出者 8番 黒川大司君。

[8番 黒川大司 登壇]

#### ○8番（黒川大司）

発議案第1号「国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書（案）について」は、私  
の他、4名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出いたしました。

意見書（案）の朗読をもって、趣旨説明といたします。

「国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書（案）」。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、

育てるといふ重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成31年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- 一 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- 一 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 一 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 一 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること
- 一 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- 一 危険校舎、老朽校舎の改善や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- 一 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が将来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上であります。意見書は内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣に提出を予定しております。

議員各位の御理解と御賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

**○議長（小藤田一幸）**

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（小藤田一幸）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎発議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（小藤田一幸）**

日程第6 発議案第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）について」を議題といたします。

提出者から主旨説明を求めます。

提出者 8番 黒川大司君。

〔8番 黒川大司 登壇〕

**○8番（黒川大司）**

発議案第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）について」は、私の他、4名の総務常任委員の賛成を得ましたので、提出いたしました。

意見書（案）の朗読をもって、趣旨説明といたします。

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）」。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育費の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上であります、意見書は内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣に提出を予定しております。

議員各位の御理解と御賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

**○議長（小藤田一幸）**

説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（小藤田一幸）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（小藤田一幸）**

日程第7 議案第1号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男 登壇〕

**○税務住民課長（平野幸男）**

議案第1号「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が本年3月31日に、それぞれ公布されたことに伴い、鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。



新旧対照表、1枚目、「第1条による改正」をお願いいたします。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、通称、わがまち特例につきまして、地方税法の改正に伴い、租税特別措置法に規定する中小事業者又は中小企業者が、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等の固定資産税の課税標準となるべき価格に関し、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする規定が新たに追加されましたことから、当該割合を「0（ゼロ）」とするための規定の追加でございます。

施行期日ですが、生産性向上特別措置法の施行の日となります。

新旧対照表、「第2条による改正」につきましては、法改正に伴い、字句の改正を行うものでございます。

施行期日は、平成31年4月1日となります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜わりますようお願い申し上げます。

**○議長（小藤田一幸）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（小藤田一幸）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（小藤田一幸）**

日程第8 議案第2号「鋸南町幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題

といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 福原規生君。

[教育課長 福原規生 登壇]

**○教育課長（福原規生）**

議案第2号「鋸南町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

現在、保育所に隣接して建設を進めております幼稚園園舎は、平成30年8月に完成する予定であります。そして、完成後、幼稚園が移転することから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第3条中、設置する幼稚園の位置は、現行、「鋸南町保田755番地」を「鋸南町下佐久間2481番地」に改めようとするものであります。

なお、本条例は平成30年9月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小藤田一幸）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（小藤田一幸）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

### ○議長（小藤田一幸）

日程第9 議案第3号「財産の取得について（デジタル戸別受信機）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

[総務企画課長 増田光俊 登壇]

### ○総務企画課長（増田光俊）

議案第3号「財産の取得について」御説明申し上げます。

取得する物品は、デジタル戸別受信機1,560台であります。

取得金額は7,076万1,600円。

契約の相手方は、千葉市中央区都町1254番地6、スイス通信システム株式会社、契約の方法は指名競争入札によるものでございます。

予定価格が1千万円以上でありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げます。

### ○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（小藤田一幸）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

### ○議長（小藤田一幸）

日程第10 議案第4号「財産の取得について（鋸南小学校児童用パソコン教室備品）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

[総務企画課長 増田光俊 登壇]

### ○総務企画課長（増田光俊）

議案第4号「財産の取得について」御説明申し上げます。

取得する物品は、鋸南小学校児童用パソコン教室備品一式であります。

取得金額は1,181万5,200円。

契約の相手方は、千葉市稲毛区轟町4丁目8番19号、富士電機ITソリューション株式会社千葉支店、契約の方法は公募型プロポーザルによる随意契約でございます。

予定価格が1千万円以上でありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（小藤田一幸）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（小藤田一幸）

討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（小藤田一幸）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

### ○議長（小藤田一幸）

日程第11 議案第5号「財産の取得について（鋸南町元名字高塚1749番地外50筆）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

### ○総務企画課長（増田光俊）

議案第5号「財産の取得について」御説明申し上げます。

取得しようとする財産は、所在地 鋸南町元名字高塚1749番地外50筆、地目は雑種地外、面積は28万1,818平米であります。

取得目的は、観光等の推進、取得価格は1億1千万円、取得の方法は競売でございます。なお、資料として、物件目録を御手元に配布してございます。

1千万円以上の不動産の買入れでありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

10番 笹生正己君。

### ○10番（笹生正己）

ここの土地の購入は、購入すべきだとは思いますが、ですけど、その金額、金額が1億1千万という金額が、どういう根拠で計算されたのか、その根拠が私分かりませんので説明願います。

### ○議長（小藤田一幸）

はい、総務企画課長 増田光俊君。

### ○総務企画課長（増田光俊）

1億1千万で競売に参加いたしました金額の根拠について御説明を申し上げます。

これにつきましては、今後30年間における当該の土地の利活用から想定される利用料金収入を計算の根拠としてございます。主には、現在行われておりますが、フィルムコミッション活動の中で推定ですが、年間約400万円相当の利用料金が見込まれるということで、30年間とい

たしますと、1億2千万という計算になりますが、またこの他にですね、今後プラスアルファとして計画等して参りますイベントまたスポーツ事業等の利用料金の収入等も見込んでの計算でございます。

以上でございます

**○議長（小藤田一幸）**

10番 笹生正己君。

**○10番（笹生正己）**

30年間見てということですけど、実は私もこの入札には参加しました。3千万以下です。先ほど全員協議会でもう1組いると言っていたな。今朝聞きました。3,700万超えています。それで、この話は26日、4月26日に町長、副町長、担当課長と話は一応聞いたことはあります。この中には道があるし、どうしても町が持つておきたい道がある。確かに欲しいと思いますけど、これは税金ですね。大元は税金です。町税は3割行政なので、町税自体は3割に満ちていないんですけど、交付税、国の税金、元は税金ですよ。できるだけ安い方が良いに決まっています。それで、情報をどういうふうにとったのか分かりませんが、私の聞いている限りでは、この全部はとてもしゃないけど聞いていません。聞けません。問題の会社は3千万だと言っていました。3,999万かもしれません。4千万、5千万で私は楽に落とせるのを、なんで1億1千万なんだということ。先ほど根拠は30年間でこういう収入があつて、それは分からない、10年以上先は分からないでしょう。私も計算して出しました。自分で入札するの。ただこの時の会議の金額は根拠に基づいているんですよ。土地評価額に基づく算定、これだと485万です。地価調査価格に基づく算定、これだと3,071万です。それがなんで1億1千万になるんですか。どう見ても合わないと思います。それで、この1億1千万というのは、私にはどうしても納得いかないです。そのフィルムコミッションで私の聞いているのは、年間300万と言ったり、400万と言ったり、役場で聞いているのは、最高700万と言ったことがあります。その方は。それが正式な金額だと言っていましたけど、それが全額入って来る訳ではないし、使用料でおそらく取るんだと思います。だからその根拠はちょっと違うのではないかと私は思いますけど。もう一度お願いします。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、副町長 内田正司君。

**○副町長（内田正司）**

取得価格の関係でございますけれども、まずは一義的にですね、この土地を取得する目的というものがあろうかと思えます。全協等でも御説明をさせていただきましたとおり、その土地はですね、やはり色々環境面とか様々な観点から町が取得して管理することがまず一義的に肝要であろうと思った中での入札の参加となっております。

その中でももちろん税務署からのですね、評価基準価格等示されております。それに情報は様々ありますけれども、先ほど議員さんがおっしゃったように、どなたがどの金額を入れるかというこ

とは、なかなか町としても、これという線引きはできないこともございます。どこまでお話して良いか分かりませんが、町は町でそれの前ですね、任意売買の関係等も、ちょっと正確かどうか分かりませんが、数字的なものを情報としてございます。それはただおっしゃったような金額以上のことで町としては情報としてありましたので、確実にそれを取得するための協議をした訳でございます。その中で当然想定される金額、確実に取得できるであろう、当然差がある訳でございますけれども、その辺を埋めて行く、もちろん税金で投資する訳でございますので、そこをですね、フィルムコミッション等、町の主要施策の中にもございますので、それらを活用して行く中で、できるだけリターンが、リターンと言いますか、収入ですね、があって町の活性化に繋がるような活用をしていくということ中で、今回の金額で応札をさせていただいたところでございます。それはもちろん根拠ですので、そのとおりに見込んだとおりに入るはどうか分かりませんが、それが20年、30年スパンでその効果を、することの是非ということもあろうかと思えますけれども、そのような様々な状況の中で今回応札をさせていただきました。根拠につきましては、先ほど総務企画課長が申し上げましたとおり、今までのですね、過去何年間かのフィルムコミッション等で支払われたであろう使用料等を根拠にして算定し、町が応札、その金額で応札した結果、落札ということになったものでございます。

**○議長（小藤田一幸）**

笹生議員3回目です。

はい、笹生正己君。

**○10番（笹生正己）**

4千万、5千万でまず落札できるだろうというやつを1億1千万。私はそのところが納得いかないと言っている、その問題の企業、反社会的勢力との繋がりが指摘される企業ですけど、先ほど言ったように3千万円台で入札したということは、それは多分、ガセばかり言う方ですよですけども、多分間違いないと思います。それで、以前町長が、松庫工業が、もうない会社ですから構いませんね。売却したのは7億とおっしゃっていましたが、正式には3億弱です。私その時確信を持てなかったので言わなかったんですけど、ほぼ3億です。それで競売でこれ位の値段が欲しいという金融機関は3億という金額を言っていたと思います。私それは聞いています。

どうしてもこの1億1千万というのは私納得できませんので、反対討論までは致しませんが、挙手は控えさせていただきます。

以上です。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、伊藤茂明君。

**○9番（伊藤茂明）**

この財産の取得の利用目的の中で、観光等の促進ということになっています。先ほど総務企画課長よりフィルムコミッション、あるいは各種イベント等、そういう開催等に繋げていきたいと

というような説明があった訳ですけど、先ほどの今後の予定を見ますと、平成30年何月何日が入っていませんけれども、30年度のうちに利用開始ということの予定になっている訳です。その中で今後どんな形でこの観光の振興、推進に繋げて行くのか、その辺の具体的な考え等ありましたら聞かせていただきたいと思います。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、総務企画課長 増田光俊君。

**○総務企画課長（増田光俊）**

今後、この土地をですね、有効に活用していく今後の目的等についてお答えをさせていただきますが、まずはですね、先ほど答弁ございましたけれども、現在フィルムコミッション活動、映画、ドラマ、コマーシャル等で年間、ここ3年位の平均ですと40件位の利用がされているというような状況でございます。これにつきましてはですね、町が、所有権が発生して、その後活用できる状況になりましたら、引き続きそのような活用を図って参ります。またそれにつきましてはですね、設置管理条例といったようなことも必要になって参りますので、それについてもですね、今後検討を進めていくところでございます。併せて、先ほどの答弁でも申し上げましたが、イベント及びスポーツ事業でございますが、これは今後色々なですね、首都圏に近いといった利便性と、また鋸山、道の駅保田小学校といった観光地が近くにあるといったことの中でですね、様々なフィルムコミッション以外での観光的な活用ができるのではないかとということで、これらについてはですね、様々な団体等検討して行き、そのような利活用に繋げて行けるように計画していきたいというところでございます。

以上で、答弁させていただきます。

**○議長（小藤田一幸）**

9番 伊藤茂明君。

**○9番（伊藤茂明）**

面積が28万1千平米、大変広大な面積です。利活用の仕方によっては収益に繋がると思いますが、活用する方法につきましては十分検討いただきまして、町の1億1千万に繋げるようお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、町長 白石治和君。

**○町長（白石治和）**

この件につきましては、色々な御意見があつてしかるべきだと思います。どうして町がこういう形で競売に参加せざるを得なくなった状況を勘案すればですね、先ほどから総務課長から副町長の方から利活用の方法、様々話をさせていただいております。そもそも論はですね、あそこの採石場の跡地をですね、そのまま放置されて、そして倒産をしたと。そこに原因があつてですね、町が買わざるを得ない。あそこをですね、町が所有をしなければどういう形になるか全く不明な



土地になってしまう訳でありまして、まさに今汚染土壌というような話で、町が色々なことで困難を極めていると、そういう状況に置かれられないためにですね、置かれられないために、町が利活用を考えて、そして競売に参加をしたと、そのことをですね、御理解をいただきたいと思います。

これはもう競売ですから、町は最初からですね、不利な状況で競売に参加をしている訳であります。専決処分で札を入れる訳にはいかない。ですから、臨時議会を開かせていただいて、上限を設定させていただいて競売に参加をしております。これはもう上限設定をすればですね、それ以上の札をですね、入れればその方の所有物になってしまうんです。そういうことを考えて町は非常にですね、困難な競売に参加をさせていただきました。その辺のことを御理解いただきたいと思います。

おそらくこれを町が所有をしなければ、ということを考えますとある意味では安心感が私はそこにですね、住民の皆さんの中に安心感が生まれると思います。そして、その後で利活用ですね、なんとかリターンがということをですね、我々も一生懸命考えさせていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

**○議長（小藤田一幸）**

伊藤議員、関連の質問はありますか。

**○9番（伊藤茂明）**

以上です。終わります。

**○議長（小藤田一幸）**

他に質問がありましたら、お願いします。

ございませんか。

**○議長（小藤田一幸）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

9番 伊藤茂明君。

賛成ですか、反対ですか。

**○9番（伊藤茂明）**

賛成です。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、どうぞ。

**○9番（伊藤茂明）**

本案の財産取得に関する契約について賛成の立場から討論をいたします。

昨年12月、そして本年3月、5月、そしてまた本日、4回に渡りましてこの財産の取得に関する全員協議会を開き協議をして参りました。

その都度私は、これは町が取得すべきものだと、そういう意見をさせていただきました。仮に

一般の事業者が取得した場合に当然これは開発に繋がる。その中で汚染、あるいは汚水、そして自然破壊、そういうものが進む可能性を十分に考える訳です。そういうものを懸念しての私は町の取得を推し進めて参った訳ですけど、一方観光の推進ということでございますので、先ほど話がありましたようにフィルムコミッションでの収益、そして様々なイベントの活用、そういうものでこの貴重な1億1千万の町、あるいは町民の財産それに充当できるものとする訳です。

今オフロード、自転車のオフロードですけど、バイクそういうコースを新設をすることも可能でしょうし、あるいは公害がちょっと心配になりますけど、バイクでのオフロード、そういうコース大変人気がある訳です。あるいは野外ステージとしての活用もできるかもしれません。28万1千平方メートルですから、様々な活用方法ができると思いますので、是非こういうものの活用の中で鋸南町に交流人口を増やしていただき、そしてまた定住人口に繋げていく、地方活性化の一翼を担うことを期待申し上げまして賛成の討論とさせていただきます。

**○議長（小藤田一幸）**

他にございますか。

それでは、討論はないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 多数]

**○議長（小藤田一幸）**

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（小藤田一幸）**

日程第12 議案第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

[総務企画課長 増田光俊 登壇]

**○総務企画課長（増田光俊）**

議案第6号「人権擁護委員候補者の推薦について」御説明申し上げます。

人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くため、推薦議案を提出いたします。

推薦しようとする方は、住所 鋸南町保田1026番地、氏名 宇部律子、生年月日 昭和29年10月28日。

任期は、平成30年10月1日から3年であり、2期目となるものでございます。  
なお、資料として、公職歴等を御手元に配布してございます。  
よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小藤田一幸）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案のとおり推薦することには賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（小藤田一幸）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

**◎議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（小藤田一幸）**

次の付議事件については、地方自治法第117条に規定する「一身上に関する事件」に該当しますので、笹生正己君の退場を求めます。

〔10番 笹生正己 議場扉より退場〕

**○議長（小藤田一幸）**

ただいまの出席議員は9名です。

日程第13 議案第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

**○総務企画課長（増田光俊）**

議案第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」御説明申し上げます。

人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くため、推薦議案を提出いたします。

推薦しようとする方は、住所 鋸南町大六221番地の3、氏名 池田順子、生年月日 昭和30年12月3日。

任期は、平成30年10月1日から3年であります。

なお、資料として、職歴等を御手元に配布してございます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小藤田一幸）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案のとおり推薦することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（小藤田一幸）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

笹生正己君の入場を許可いたします。

〔10番 笹生正己 議場扉より入場〕

**○議長（小藤田一幸）**

議案第7号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、可決されましたので、報告いたします。

**◎議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（小藤田一幸）**

ただいまの出席議員は10名です。

日程第14 議案第8号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

### ○総務企画課長（増田光俊）

議案第8号「平成30年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

1ページをお開き願います。

今補正予算は歳入歳出それぞれ433万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億5,795万5千円とするものでございます。

7ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

第1款議会費、第1項、第1目議会費につきましては、3月定例議会におきまして、議員発議により平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、議員報酬5%削減を行う条例が可決されたことにより、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費で251万円減額するものでございます。

第4款衛生費、第1項、第3目環境衛生費、19節家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金51万円は、転換型2基分の設置補助金でございます。

第5款農林水産業費、第1項、第3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金207万7千円は、ほぼ全額を県の補助金を受けて実施するもので、イノシシの棲み家となっている耕作放棄地等の刈り払い作業に対する新規助成事業でございます。

第6款商工費、第1項、第4目道の駅推進事業費、13節委託料290万9千円につきましては、道の駅きよなんのトイレ清掃業務について、臨時職員から業者委託へ切り替えようとするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第9款教育費、第3項、第1目学校管理費、11節需用費87万5千円については、強風により破損した鋸南中学校変電室屋根防水シートの修繕を行うものでございます。

第4項、第1目幼稚園費、12節役務費7万1千円は新幼稚園舎へピアノ及び金庫を運搬する費用でございます。

続いて第5項、第1目社会教育総務費、11節需用費10万1千円につきましては、指定寄附により子育て広場に敷く畳15枚を購入するものでございます。

また第2目公民館費、18節備品購入費30万円は指定寄附により、図書を購入するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、6ページをお開き願います。

第13款国庫支出金、第2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金16万円、及び第14款県支出金、第3目衛生費県補助金17万5千円は家庭用小型合併浄化槽転換型2基分の国県補助金でございます。

第4目農林水産業費県補助金207万6千円はイノシシ棲み家撲滅特別対策事業の補助金でございます。

第16款寄付金、第2目教育費寄付金は、社会教育費への寄付金でございます。

第17款繰入金、第1目財政調整基金繰入金は、補助金や諸収入等の見込みにより予算調整を行いまして、94万8千円の減額をお願いしようとするものでございます。なお、今補正後の財政調整基金残高は、10億705万2千円を予定しております。

第19款諸収入、第6目雑入、都市交流施設収益分配金247万円は、平成29年度の収支が確定し、年度協定に基づき発生利益の2割が分配金として株式会社共立メンテナンスから町に支払われるものでございます。

9ページをお願いいたします。

9ページは、給与費明細書でございます。

10ページは、平成29年度の繰越明許費繰越計算書でございます。8事業、3億8,455万8千円を平成30年度へ繰越するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（小藤田一幸）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、4番 渡邊信廣君。

#### ○4番（渡邊信廣）

私の方から1点質問させていただきたいと思います。

ページについては、7ページの5款農林水産業費の3目農業振興費のですね、19節負担金補助及び交付金207万7千円、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金ということで、これについては、100%県の事業ということで非常に良い事業だと思っていますし、今、鋸南町は高齢化が進む中で、有害獣の被害ということですね、かなり耕作放棄地、遊休農地が増えている中でのことです。これについては大いに結構なことだと思います。そういう中で、5月末で締め切ってということの中でですね、大体どの位の方々からの応募があつて、どの位の面積が今回の対象になっているのか。また、これはちょっと分かりませんが、どこに集中しているのかが分ればね、その辺のことも、分れば教えていただきたいと思います。

#### ○議長（小藤田一幸）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

#### ○地域振興課長（飯田浩）

それでは、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業の関係ですけれども、5月30日で一応、応募等を締め切りました。現在ですね、5つの組合から申請の方なされております。今これを見ますと、佐久間地区の組合が全てということになります。そして面積的なものにつきましては、当初こちらの方で計画をしておりました面積が5万3千平米程度ということで考えていたんですけれども、希望面積といたしましては9万9千、10万平米近くが希望として上がっておりますので、現在その条件に見合う場所かどうか、そういったものを含めまして、職員によって現地の方の調査が行われている段階でございます。今週から調査をやっておりますので、調査には今しばらく時間がかかろうかと考えております。

以上です。

**○議長（小藤田一幸）**

はい、他にございますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（小藤田一幸）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決**

**○議長（小藤田一幸）**

日程第15 議案第9号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 平野幸男君。

〔税務住民課長 平野幸男 登壇〕

**○税務住民課長（平野幸男）**

議案第9号「平成30年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ285万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,775万5千円にするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、予算書の最終ページ、7ページをお願いいたします。

5款保健事業費、1項、1目特定健康診査等事業費につきましては、受診率の向上を目的に人口知能を活用し、未受診者の特性に合わせ、効果的に受診勧奨等を行う特定健康診査受診率向上事業を千葉県国民健康保険団体連合会に委託するため、委託料285万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

3款県支出金、1項、1目保険給付費等交付金につきましては、歳出予算にて御説明申し上げました事業に充当するため、特別調整交付金285万1千円の増額補正をお願いするものでございます。本事業の補助率は10分の10でございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小藤田一幸）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（小藤田一幸）**

挙手全員。



よって、本案は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩します。

…………… 休憩・午後3時32分 ……………  
…………… 再開・午後3時34分 ……………

平成30年第3回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号の追加1〕

平成30年6月12日

追加日程第1 議案第10号 工事請負契約の締結について(老人福祉センター貸切風呂  
建築工事)

## ◎追加日程の決定

### ○議長（小藤田一幸）

休憩を解いて、会議を再開します。

ただいま、休憩中に追加議事日程及び追加議案の提出がなされましたので、御手元に配布いたしました。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（小藤田一幸）

配布漏れなしと認めます。

ただいま提出されました、議案第10号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（小藤田一幸）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号を日程に追加することに決定いたしました。

## ◎議案第10号の提案理由の説明

### ○議長（小藤田一幸）

町長より追加議案に対する、提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和 登壇〕

### ○町長（白石治和）

本定例会に追加議案として、お願いいたします議案の概略を申し上げます。

議案第10号「工事請負契約の締結について」であります。老人福祉センター貸切風呂建築工事に係る、工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく、御審議賜りますようお願い申し上げます。

## ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（小藤田一幸）**

追加日程第1 議案第10号「工事請負契約の締結について（鋸南町老人センター貸切風呂建築工事）」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 増田光俊君。

〔総務企画課長 増田光俊 登壇〕

**○総務企画課長（増田光俊）**

議案第10号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

工事請負契約を締結しようとする工事は、老人福祉センター貸切風呂建築工事であります。

去る6月1日、事後審査型制限付一般競争入札方式により、入札を執行した結果、落札された住所 鋸南町下佐久間855番地、氏名 東海建設株式会社鋸南支店支店長 平田英雄と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

契約金額は6,696万円であり、予定価格が5千万円以上でありますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小藤田一幸）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（小藤田一幸）**

討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（小藤田一幸）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎閉会の宣言

### ○議長（小藤田一幸）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
よって、平成30年第3回鋸南町議会定例会を閉会いたします。  
皆さん御苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午 後 3 時 4 0 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年9月4日

議 会 議 長 小藤田 一幸

署 名 議 員 渡邊 信廣

署 名 議 員 黒川 大司